

沼津市体育施設の使用料減免に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は沼津市民体育館、沼津勤労者体育センター、沼津市香陵武道場、沼津市営野球場、沼津市屋内温水プール、沼津市戸田B&G海洋センター（以下「体育施設」という。）の使用料の減免について、その運用の基準を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 前条に定める体育施設の使用料の減免に係る運用の基準は、別表のとおりとする。

付則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

減免対象の事業及び業務	減免額
1. スポーツ振興課・特定非営利活動法人沼津市体育協会が主催する自主事業に使用するとき。	全額免除
2. 沼津市スポーツ推進委員連絡協議会が主催する自主事業に使用するとき。	
3. 沼津市が主催する事業に使用するとき。	100 分の 50
4. 沼津市が共催する事業に使用するとき。	100 分の 30
5. 国・地方公共団体が主催する事業に使用するとき。	
6. 市内の公共的団体が主催または共催する事業で、その団体の使用目的が公益のためであり、担当課が副申をもって承認したもの。	
7. その他市長が特別の理由があると認めたとき。	1～6までの基準に準じた額